

第  
4492  
号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 5月28日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 白色申告事業者の記帳、記録保存制度の改正

**Q**：私は白色申告をしている個人事業者ですが、記帳について改正があったと聞きました。どのようなになったのですか？

**A**：平成26年1月から記帳対象者が拡大されます。

### 【解説】

白色申告者は、現在、前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える場合に記帳が義務付けられていますが、平成26年1月からは、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての事業者が対象になり、所得税の申告の必要がない事業者も、記帳が必要になります。

記帳の内容は、次のとおりです。

売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を記載し、記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。なお、資産や負債に関する事項は記載しなくてもかまいません。

また、収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。保存期間は次のとおりです。

- ・収入金額や必要経費を記載した帳簿・・・7年
- ・業務に関して作成した上記以外の帳簿・・・5年
- ・請求書、納品書、送り状、領収書などの書類、棚卸表その他の書類・・・5年

